

番号：150846

国名：ポリビア

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：保健医療サービス改善のための医療技術者育成システム強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年11月上旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.5M/M、現地0.77/M、合計1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 54点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 9点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ボリビア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ボリビア多民族国（以下、ボリビア）は、中南米地域においてハイチに次いで基礎的な保健指標が悪く、特に妊産婦死亡率（2013年WHO推計値：200対出生10万件）および5歳未満児死亡率（同39対出生1千件）の高さが顕著になっている。

このような状況を改善させるべくボリビア保健省は、保健セクター開発計画（2010－2020）において、母子保健の改善を重点分野の一つに掲げ、セクターワイドな社会参加を取り込んだプライマリーヘルスケア（以下、PHC）のボリビア版モデルとして、「コミュニティを重視した多文化主義の家族保健」（以下、SAFCI）を導入し、母子保健サービスを含めた保健サービス全般の改善を目指しながら全国展開しているところであるが、特に農村、僻地においては必ずしも十分な成果が出ていない。その要因はいくつか挙げられるが、特に問題となっているのは公的医療機関で働く保健医療人材、特に地域住民へのファーストコンタクトを担い、PHCを率先して行う立場にある准看護師が適切な保健サービスを提供できていないことが挙げられる。一次医療施設において勤務する准看護師は、保健統計情報の収集・報告、医薬品管理、予防接種、外来患者へのケア、母子健診、栄養指導、衛生指導等と多岐に渡っているものの、准看護師養成校ではこれらを含めた体系的な研修カリキュラムが存在しないこと、また指導教員の指導能力が十分ではないこと等の理由により、准看護学生は実践的な訓練を受けることができず、卒業後現場において適切な保健サービスを提供できない要因となっている。

准看護師を初めとした保健人材を養成する公的機関として、ラパス国立公衆衛生校と日本・ボリビア国立医療技術者養成校がある。両校は他県の保健人材養成校（公立、私立双方）を技術的に指導・監督する位置づけにある上位の保健人材養成校であり、かつカリキュラムの改訂作業等も行う役割も有する。上述したような一次保健施設の保健サービスの質の改善をさせるために、准看護師をはじめ

とした多くの保健人材を輩出するとともに、周辺県の他の公立養成校及び私立校をも指導・監督する責任を有する両校の能力強化を図る必要性が高まっている。

以上の背景のもと、ボリビア政府より、ラパス国立公衆衛生校と日本・ボリビア国立医療技術者養成校の保健人材の養成システムの整備を目的とした協力が我が国に要請された。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015 年 12 月上旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ボリビア側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（和文）を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015 年 11 月中旬～12 月上旬）

- ①JICA ボリビア事務所等との打合せに参加する。
- ②ボリビア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、ボリビア側に説明を行う。
- ④事前に JICA ボリビア事務所を通じてボリビア側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ボリビアの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 保健人材に関する動向（政策・制度、量・質、教育システム、雇用・配置等）とボリビア側実施体制（組織・予算・人員等）
 - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向

- ⑤調査団及びボリビア側と協議の上、PDM（案）（和文、西文）、PO（案）（和文、西文）の作成を支援する。
- ⑥ボリビア側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文・西文）の作成に協力する。
- ⑦評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA ボリビア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2015 年 12 月中旬～12 月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）のすべてとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田ーロスアンゼルス（ニューヨーク、シカゴ）ーマイアミーラ・パサーマイアミーロサンゼルス（ニューヨーク、シカゴ）ー成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年11月14日～2015年12月7日を予定していますが、多少出発が遅れる可能性があります。本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 通訳 (日本語－西語) (JICA)

③ 便宜供与内容

当機構ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上: あり (日本語-スペイン語の通訳を現地で手配します)
- オ) 現地日程のアレンジ: 現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

本業務に関する関連文書を、当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム (TEL:03-5226-8317) にて閲覧可能とします。

① 要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 保健分野の中でも保健人材関連案件の評価分析の業務経験があればなお望ましい。
- ③ 安全管理について、現地での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA現地事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じること。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。